

令和7年度 事業計画書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

令和7年度の「基本指針」「事業計画」は、前年と同様に継続する。

（1月理事会承認、3月公益認定委員会報告）

1 税知識の普及を目的とする事業（事業分類略称：公1－1）

- (1) 新設法人税務研修会（年2回開催）
- (2) 決算と申告の説明会（年4回開催）
- (3) 法人税申告書の書き方説明会
- (4) 改正税法説明会
- (5) 源泉所得税年末調整説明会（札幌五法人会合同開催）
- (6) 部会の税務研修会
- (7) 租税教室
- (8) 中学生へ税のマンガ本贈呈
- (9) 税務参考図書（小冊子）の配付（無償）

2 納税意識の高揚を目的とする事業（事業分類略称：公1－2）

- (1) 税に関する絵はがきコンクール
- (2) 電子申告普及促進の街頭放送
- (3) 広報誌及びホームページによる税情報の発信
- (4) 札幌西税務連絡協議会の連携に関する事業（中学生の税の作文表彰、絵はがき展示）

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（事業分類略称：公1－3）

- (1) 税制改正の提言・提言書の関係機関への提出
全国大会（7.10.16 高知）・全道大会（7.10.3 旭川）
- (2) 全国青年の集い（7.11.21 山梨）・全道青年の集い（7.8.29 小樽）
全国女性フォーラム（7.9.18 札幌）・女性部会全道大会（開催なし）

4 地域企業の健全な発展に資する事業（事業分類略称：公2）

- (1) 会計経営等実務セミナー（受講料：一般5,000円、会員3,000円）
- (2) インターネットセミナー（一般の視聴は一部不可）
- (3) 部会の経営セミナー
- (4) 実務参考図書（小冊子）の配布（無償）

5 地域社会への貢献を目的とする事業（事業分類略称：公3）

- (1) 市民講演会（受講料：無料）
- (2) 献血活動
- (3) 大災害義捐金（日本赤十字社ほか）
- (4) ニュース掲示板設置（北海道銀行琴似支店店頭）

6 会員の交流に資する事業（事業分類略称：他1）

- (1) 会員交流会（総会懇親会、新年交礼会、ゴルフ大会等）
- (2) 役員懇親会（理事、監事、委員会委員、支部役員、青年部会及び女性部会役員）
- (3) 部会の会員交流会・地域イベントへの参加
- (4) 全道・全国大会の会員交流会
- (5) 他法人会災害支援義捐金
- (6) 会員増強

（参考）定款第5条（施行日24年4月1日）において、賛助会員の規定が設けられた。

ただし、組織率は、正会員及び法人賛助会員で算定し個人会員を含まない。

○ 定款 第5条1項1号(正会員)

札幌西税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

＊（管内に事業所を有する法人を含む）とは、支店等の場合、本店名義で1社のみ正会員として入会できる（法務省見解）こととなるので規定している。

（ただし、本店の資本金額で年会費を納めることになる。）

○ 定款 第5条1項2号(賛助会員)

本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所又は個人。

＊札幌西税務署管内の所在に関係なく入会できる。概ね支店等は賛助会員となる。

7 福利厚生等に資する事業（事業分類略称：他1）

- (1) 経営者大型総合保障制度・ビックハートの普及推進
- (2) ビジネスガードの普及推進
- (3) がん保険制度の普及推進
- (4) 貸倒保証制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）
- (5) 人間ドック受診料の助成

8 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

国税・北海道・札幌市、全法連・道法連等との連携・協力

- (1) 税を考える週間行事への参加（北海道税務関係団体連絡協議会・札幌西税務連絡協議会）
- (2) 企業の税務コンプライアンス向上の自主点検チェックシート配布（全法連）
- (3) 「経営者の声」アンケート調査システムへの協力（全法連）
- (4) いちごプロジェクト（夏・冬15％節電運動）への協力（全法連）
- (5) がん検診受診率向上への啓蒙協力（北海道、道法連）
- (6) 税制・各種セミナー開催の広報協力（国税、北海道、札幌市、全法連、道法連）
- (7) 北海道コカコーラの自動販売機設置の協力（道法連）